

別添 4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果 (2008年12月1日現在)
1 PDM の変更		<p>本プロジェクトのPDMは、これまでのところ4回改訂されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>第1回JCC(2006年6月)</u>: 2005年6月に両国政府間で結ばれたM/Mには暫定PDM(PDM0)が添付されており、「プロジェクトの要約」部分は、2005年8月に締結されたR/Dのマスター・プランに踏襲されている。2005年11月のプロジェクト開始後、最初の半年間(2006年5月まで)は準備期間として設定されており、各種調査が行われた。これらの調査及びプロジェクト関係者の協議の結果、暫定PDMのすべてのアウトプット及びほとんどの活動が修正された。特に、アウトプット2は「川岸住民の森林管理に対する意識が高まる」から「川岸住民とプロジェクト実行部隊が連携し、持続的森林管理が実践される」へとスコープが拡大され、森林管理計画作成・実施に係る活動が新たにプロジェクトに含まれた。修正PDMはPDM1として承認された。以下、当初PDMというときは、PDM1を指すとする。 <u>第4回JCC(2007年12月)</u>: PDM1には、三種類の言語版(英語、ポルトガル語、日本語)が存在しており、ブラジル側はポルトガル語版を使い、日本側は日本語版を使っていた。しかし、PDM1のテキストには一部食い違いがあった。いくつかは編集上のものだが、その他は内容に関するものであった。また、PDM1のアウトプット及びプロジェクト目標の指標のほとんどが、十分に定義されておらず、そのいくつかには客観的に検証可能なターゲットが欠けていた。活動の一部の記述も曖昧であった。中間評価の提言には、これらの点を修正することが盛り込まれ、修正案(PDM2案)が提示された。同案は第4回JCCで承認されたが、いくつかの指標の計画値設定は次回JCCまでの課題となった。 <u>第5回JCC(2008年3月)</u>: 第4回JCCで先送りにされた指標の計画値が設定されるとともに、プロジェクトの進捗状況に鑑み、既存の指標の一部が修正された。修正PDMはPDM3として承認された。なお、PDM3以降、JCCで検討されたPDMはポルトガル語のみである。 <u>第6回JCC(2008年9月)</u>: プロジェクトの進捗状況に鑑み、一部の活動及び一部の指標が修正された。
2 活動の進捗		<p>(1) アウトプット1の活動</p> <p>進捗報告書のレビュー、C/P・専門家への質問票・インタビュー</p> <p>全体: アウトプット1の活動はほぼ最新POの計画通りに進捗している。活動1.1は若干遅れているが、アウトプット1を達成するために必要な活動はプロジェクト終了までには完了する見込みである。(個々の詳細活動の実績については資料E「活動実績表」を参照)。</p> <p>特記事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>活動1.1:「氾濫原の森林資源の持続的利用のための基本方針」作成の遅れと定義の変更</u> <p>当活動において作成される基本方針は、アマパ州の氾濫原を対象としている。当活動は、最新POに比べるとほぼ計画通り進捗しており、基本方針案のドラフトは既に作成されている。残るステップは、基本方針検討委員会におけるドラフトの検討・基本方針案の最終化、及びJCCによる基本方針案の検討・承認である。ところが、検討委員の日程上の都合で、委員会は第7回JCC会合後に開催されることになったため、基本方針案の最終検討・承認は、第8回JCC会合(2009年3月予定)に行われることになった。当活動はプロジェクト終了までには完了する見込みである。</p> <p>なお、この活動は当初PO(PO1)では、基本方針は2006年7月までに策定される計画であった。また、基本方針の対象はアウトプット1の枠組に沿ってプロジェクト・エリア内の氾濫原を対象としており、検討委員も州政府・連邦</p>

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		<p>政府・NGO・マザゴン市・川岸住民が想定されていた。プロジェクトの初期段階でプロジェクトの基本方針を決定し、他アウトプットの活動が本格的に開始されるという流れが計画されていたためである。ところが、検討委員会の設立が遅れたため、基本方針がないまま、他アウトプットの活動が本格的に開始された。2007年11月に実施された中間評価の合同評価報告書(以下、中間評価合同報告書)によれば、当時、検討委員会設立の準備が進行中で、ブラジル側は、2008年7月までに基本方針が策定されると見込んでいた。ところが、2007年12月にプロジェクトの実施体制が変更されたことや、2008年1~2月にJICA手続き上の理由でチーフ・アドバイザー不在であったこともあり、検討委員会の設立は進まなかった。</p> <p>このような活動の進捗状況に鑑み、第5回JCC会合(2008年3月)において、基本方針の策定時期を同年11月に延期するPDM/POが承認された。同会合において、基本方針の対象をプロジェクト・エリアからアマパ州に拡大することについても合意された(このため、活動1.1とアウトプット1の論理的整合性は弱くなった)。この変更の理由はJCCの議事録に記載されておらず、評価団が確認することはできなかった。</p> <p>2008年6月、基本方針検討委員会の内規が制定され、同委員会が正式に設立された¹。基本方針がアマパ州全体を対象とすることになったため、検討委員は州・連邦政府の合計18機関²代表、及びJICA専門家から構成された。委員の所属機関が多数に渡るため、出席者が定数(過半数)に達する日程調整が困難であった。このため、10月に予定されていた基本方針案作成ワークショップが11月に延期され、その後の活動が1ヶ月遅れとなつたため、基本方針案の提出が第7回JCC会合に間に合わない結果となった。</p>
(2)アウトプット2の活動	同上	<p>全体：アウトプット2の活動は、(i)農林協会の設立・強化(活動2.1~2.2)と(ii)森林管理計画の作成・実施(活動2.3~2.4)から成る。前者がほぼ計画通りに実施されているのに対し、後者は、第6回JCC(2008年9月)で合意された計画に比べて、遅れており、プロジェクト終了までに活動が完了する見込みは低いと考えられる。(個々の詳細活動の実績については資料E「活動実績表」を参照)。</p> <p>特記事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>活動2.3&2.4：「森林管理計画作成及び実施」の遅れ</u>: 両ターゲット・サイトにおける森林管理計画作成に係る活動は、ブラジル側による必要な先行活動の遅延により、最新POの計画より遅れている。マラカ地区においては、プロジェクト終了までに活動が完了する見込みは低く、マザゴン地区においては、プロジェクト終了までに、活動は完了しないと考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> (a) マラカ地区(INCRAのマラカ農業採集入植地内のコミュニティ)： <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>2006年-予算執行の遅れによる第1次森林調査の遅れ</u>: 当初POによれば、マラカ地区における森林管理計画作成は、2007年12月に完了の予定であった。マラカ地区対象の第1次森林調査(サンプル調査)は、2006年2月に予定されていたが、天候及び予算執行の遅れによって同年5月に延期された。 ➤ <u>2007年-外部条件(INCRAと入植地管理団体ATEXMAの契約更新の遅れ)</u>による第2次森林調査の遅れ: 森林管理計画作成にあたっては、協会

¹委員会内規によれば、議長はプロジェクト・ディレクターであり、委員会の権限には、基本方針案を審議・検討すること、基本方針案の承認を得るために案をJCCに提出すること、等が含まれる。

² SEDE、SDR、SEICOM、SETEC、SEMA、IMAP、IEF、RURAP、IEPA、州検察局、IBAMA/AP、INCRA/AP、GRPU/AP、EMBRAPA/AP、SENAI/AP、COEMA、CEDRS、及び環境警備隊

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		<p>メンバー内森林管理計画参加者の個々の区画を対象とする第2次森林調査（100%インベントリー）が必要とされる。第2次森林調査を実行するには参加者が土地利用/占有権を保有していることが必要である。マラカ入植地においては、INCRAと入植地管理団体のATEXMAが土地利用権の契約を結び、ATEXMAが入植者に権利を委譲するという方法で、入植者に土地利用権が付与されている。ところが、INCRAとATEXMAの間の契約の更新が遅れたため、第2次森林調査を計画通り実施することができなかった。外部条件による進捗の遅れに鑑み、第3回JCC会合（2007年8月）は、活動の完了を2008年8月に修正するPOを承認した。INCRAとATEXMAの契約は2007年10月に更新され、第2次森林調査は10月から12月に行われた。</p> <p>➤ <u>2007年末～2008年・新たな外部条件（新たな行政手続き）による遅れ：中間評価合同報告書によれば、当時のプロジェクト関係者は、第2次森林調査完了後の、森林管理計画承認にいたる行政手続き上の主要ステップは、(i)持続的森林管理計画の「技術的評価のための事前許可(APAT)」³、(ii)森林管理計画案作成、及び(iii)SEMAによる審査であると認識しており、順調にいけば、2008年3～4月には森林管理計画が承認されると見込まれていた。ところが、2007年末～2008年には、アマパ州のINCRA入植地に関する行政手続き上の理由により、APATの前に、新たなステップが必要になったことが明らかになった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - INCRA入植地における環境ライセンス取得の必要性：2007年11月19日、「アマパ州の農地改革入植地プロジェクトの環境ライセンス取得に関するINCRA、IMAP、SEMAが結んだ技術TOR」が三者によって締結され、INCRA入植地におけるプロジェクトの実施には、事前にIMAP/SEMAによる環境ライセンスを取得することが必要になった。さらに、INCRAが環境ライセンスを申請するにあたっては「入植地開発計画(PDA)/入植地回復計画(PRA)」提出が必要になった。 - マラカ入植地におけるPRA作成の必要性：マラカ入植地においては、既に入植地開発計画及び入植地利用計画が存在している。ところが、2007年にINCRA本部で出された通達に伴い、2008年度に、アマパ州では、入植地19箇所（マラカ入植地を含む）において、PDAあるいはその見直しのためのPRAが作成されることになった。マラカ入植地ではPRAが作成されることになり、同入植地における環境ライセンス申請には、PRAの完成が必要条件となった。入植地19箇所におけるPDA/PRA案作成作業は、2008年6月～10月にかけて実施される計画であり、マラカ入植地に関する環境ライセンスの申請は、早くても10～11月になることが予想された。 <p>これらの動きを考慮に入れ、第6回JCC（2008年9月）は、森林管理計画作成・承認の時期を2009年2月に修正する計画を承認した（PDM4/PO4）。しかし、マラカ入植地におけるPRA案作成作業は10月には完了しなかった。同案は12月中には完成し、INCRA内部での審査が始まる見込みである。しかし、森林管理計画作成・承認にいたるまでの残りのステップを勘案すると、2009年2月までに森林管理計画が承認される可能性は低い。現時点で、プロジェクト関係者は、承認時期を、プロジェクト終了直前の2009年4月末頃と予測しているが、承認にいたるまでのプロセスには、プロジェクトのコントロール外である行政手続きがいくつか含まれており、実際に2009年4月末頃またはプロジェクト終了までに承認されるかどうかは不確実であるといわざるをえない。（マラカ地区における森林管理計画作成・承認にいたるステップ及び予測されるスケジュール</p>

³ 2006年12月11日のIBAMA訓令第4号により、持続的森林管理計画にはAPATを取得することが必要になった。なお、同令には「公の土地におけるAPATは、本条の主要部に示す書類の分析後、持続的森林管理計画の実施がINCRAによって承諾された場合にのみ付与される」とある。

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		<p>については、資料C-1参照）。なお、先行して進められている森林管理計画案作成作業は、現在、最終段階にある。</p> <p>2) マザゴン地区（GRPUの管理する連邦所有地内のコミュニティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>2006年-予算執行の遅れによる第1次森林調査の遅れ</u>：当初POによれば、マザゴン地区における森林管理計画作成は、2007年12月に完了の予定であった。マザゴン地区対象の第1次森林調査（サンプル調査）は、2006年2月に予定されていたが、天候及び予算執行の遅れによって同年5月に延期された。 ➤ <u>2006-2008年-外部条件（土地利用権/占有権確立に係る手続き）による第2次森林調査の遅れ</u>：マザゴン地区においては、ほとんどの協会メンバーが公的な土地占有/利用権を所有しておらず、彼らの土地占有/利用権の確立が、森林管理計画作成の前提条件となっている（アウトプット3の下で実施されているアグロフォレストリーの合法化にも必要である）。マザゴン地区における土地占有/利用権確立手段としては、(i) GRPUによる個々人への「利用許可」付与、(ii) GRPUあるいはINCRAによる個々人あるいは協会への「利用コンセッション」付与、及び(iii) 「リアル利用コンセッション」を伴うGRPUを通したINCRA入植地設立、の3つが存在する。 <p>プロジェクト関係者、GRPU、INCRA等による一連の協議の結果、2007年11月3日に同地区で行われたGRPU主催の住民会合において、協会メンバー（及び他の関連住民）に「利用許可」を付与することが合意され、2008年6月に協会メンバー全117家族中75家族に対し、「利用許可」が許可された。ところが、この「利用許可」は、川岸住民に対して農産物及び非木材林産物の取り扱いを可能にするもので、川岸住民が合法的に木材を取り扱うには、「リアル利用コンセッション」が必要とされる。GRPU及びINCRAが検討した結果、2008年8-9月頃に、同地区では「入植地設立」が適切であるとの結論に達した。「利用コンセッション」の手続きにおいては住民（あるいは協会）がコストを負担せねばならないが、「入植地設立」の手続きにおいては、INCRAがコストを負担するので、住民側への負担がないことが理由の一つである。その後、INCRAは必要書類を準備し、2008年11月、GRPUに対し、入植地設立の申請を行った。同月のチーフ・アドバイザーの聞き取りに対し、GRPUアマパ事務所長が答えたところによれば、GRPU内の審査には、通常半年近くかかるとのことである。GRPUによる承認後、INCRA内の手続きを経て、INCRAの省令を通して入植地が設立される。また、合同評価団に対し、INCRAアマパ事務所は、INCRA内の審査には1ヶ月はかかるとの見込みを示した。プロジェクト終了までに入植地が設立される可能性は低いと考えられる。</p> <p>一方で、プロジェクト終了までに森林管理計画が作成されるには、協会メンバー内森林管理計画参加者の個々の区画を対象とする第2次森林調査（100%インベントリー）が、2008年の乾季（5-12月）に行われる必要があった。次の乾季はプロジェクト終了後だからである。しかし、土地問題の解決が長引いたことにより、第2次森林調査は同年の乾季に行うことできなかった。今後、加速度的に入植地設立手続きが進んだとしても、プロジェクト終了までに森林管理計画が作成される可能性はないだろう。（マザゴン地区における森林管理計画作成・承認にいたるステップ及び予測されるスケジュールについては、資料C-2参照）。</p> <p>2. 森林管理部会設置推進の中止：当初、アウトプット2の下では、各協会において</p>

別添 4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		て森林管理部会を設置し、支援は森林管理部会メンバーに対して実施することが計画されていた。しかし、協会内における部会設置の条件（主たる事務所の設置）が進まず、第6回JCC会合（2008年9月）において、プロジェクト期間内に森林管理部会の設置は推進しないことで合意された。これを受け、これを受けて、PDM及びPOから部会設置に係る文言が削除された。
(3)アウトプット3の活動	同上	<p>全体：最新POと比較すると、アウトプット3の活動はほぼ計画通りに実施されており、プロジェクト関係者によれば、POに記される詳細活動はプロジェクト終了までに完了する見込みである。ただし、POには「期待される結果」が設定されておらず、一部の詳細活動については活動完了の判断基準が曖昧である。このため、すべての詳細活動がプロジェクト終了までに完了するかどうかを評価団が客観的に判断することは困難であった。（個々の詳細活動の実績については資料E「活動実績表」を参照）。</p> <p>特記事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>組合化推進の中止</u>：当初、プロジェクトは、協会がアグロフォレストリー生産物及び合法材の集・出荷をとりまとめ、有利販売を促進できるようにするために、協会の組合化をはかつており、PDM2において、「組合化を促進する」という活動（活動3-3）が追加された。組合化の主要ステップには、(i)協会役員の運営能力の強化、(ii)組合事務所の建設、(iii)関連機関への登録が挙げられるが、組合事務所となるべき建物建設が進まなかった。また、「川岸住民の実態からみて、組合の設立、運営は極めて困難」⁴であることも明らかになった。一方、非木材林産物及び農産物の共同集・出荷や有利販売については、組合化は法律上の義務ではなく、林産物についても、IEF法務担当者の調査により、協会の定款変更によって対処可能であることがわかった。これらの事情を勘案し、第6回JCC会合（2008年9月）において、プロジェクトにおいては、組合化は推進しないことが決定され、当該活動はPDM及びPOから削除された。 <u>アグロフォレストリーパート会設置の推進の中止</u>：当初、アウトプット3の下では、各協会においてアグロフォレストリーパート会を設置し、部会を通して支援を実施することが計画されていた。しかし、協会内における部会設置の条件（主たる事務所の設置）が進まず、第6回JCC会合（2008年9月）において、プロジェクト期間内に部会の設置は推進しないことで合意された。これを受け、PDM及びPOから部会設置に係る文言が削除された。 <u>アグロフォレストリー・システムの技術的評価に係る活動の追加</u>：プロジェクトで実践されているアグロフォレストリー・システムを普及するために必要な、内容を技術的に評価する活動として、第6回JCC会合（2008年9月）において、「アグロフォレストリー・システムの技術的な評価を支援する」という活動がPDMに追加された（現行の活動3-3）。
(4)アウトプット4の活動	同上	<p>アウトプット4の活動は、最新POと比べると、活動4.2をのぞいて、ほぼ計画通りに進捗しており、予定されている詳細活動はすべてプロジェクト終了までに完了する見込みである。</p> <p>特記事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>活動4.1：農林協会と家具業界の定期会合の開催</u>：最新POに比べると、この活動項目は計画通り進捗している。計画によれば、定期会合はプロジェクト期間中、3回予定されており、第1回会合は、マラカ地区とマザゴン地区において、2008年8-9月に実施された。第2回・第3回会合は2009年2月と3月に開催される見込みである。

⁴ 第6回JCC議事録別添

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		<p>なお、当初POでは、2ヶ月に1回の定期会合が2006年9月から開催される計画であった。このため、当初計画に比べて、期待される情報交換のレベルは下方修正されたことになる。定期会合の開催が当初計画より遅れたのは、まず、ターゲット・サイトにおける第2次森林調査(100%インベントリー)が実施されるまで控えられていたことによる。プロジェクト側が、時期尚早な定期会合は川岸生産者に誤った期待をもたらしかねず、また違法木材の取引を誘発すしかねないと懸念していたからである。マラカ地区における第2次森林調査は2007年10～12月に実施されたが、定期会合の開催はさらに延期された。第2次森林調査が完了しても、外部条件により、森林管理計画承認のめどがたたなかつたためである。プロジェクトの状況に鑑み、定期会合の目的と頻度を修正した現行計画(PO4)が第6回JCCにて承認された。</p> <p>2. <u>農林協会とアマパ州の家具組合との合法木材供給契約の締結・履行支援（活動4.2）の遅れ：</u>最新POによれば、この活動項目下、4つの詳細活動が想定されている：アマパ家具業界に関する講演（活動4.2a）、木材の規格・量・質に対する指導（活動4.2b）、木材の売買契約に関する指導（活動4.2c）、及び契約に基づく生産物の供給の指導（活動4.2d）、である。このうち、活動4.2a（アマパ家具業界に関する講演）は計画通り実施された。しかし、活動4.2b～dについては、必要な先行活動（主として活動2.3）の遅れにより、計画通りに実施される見込みはなく、プロジェクト終了までに開始・完了される可能性も低いと思われる。</p> <p>活動4.2b（木材の規格・量・質に対する指導）は、具体的にはマラカの農林協会及び家具組合が木材供給契約作成のための協議時に行うことを想定している。家具組合は木材供給契約締結に積極的な関心を示しており、規格と質に関しては既に協議を始めている。なお、量と価格等に関する協議は、マラカ地区の森林管理計画が承認されてから始めたいとの意向を示している。しかし、既に記したように、プロジェクト終了までにマラカ地区において森林管理計画が承認されるかどうかは不確実である。このため、規格・量・質・価格等協議がプロジェクト終了までに開始される見込みは低くなってしまい、活動4.2b以降が開始・完了される可能性も、低いといわざるを得ない。</p>
3 プロジェクト管理		
(1)実施体制	C/P・専門家への質問票・インタビュー	<p>当初、プロジェクト・ディレクターはSEDE局長、プロジェクト・マネージャーはIEPA所長及びSEICOM局長が務めていた。実施機関としては、6州政府機関(SEDE、IEPA、SEICOM、SETEC、IEF、RURAP)及び4連邦政府機関(EMBRAPA、SEBRAE、SENAI、IBAMA)の合計10政府機関が参加していた。</p> <p>プロジェクトのより効率的な運営のために、中間評価において、実施体制の変更が提案された。主要ポイントは以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>プロジェクト・ディレクター</u>：SEDE局長からIEF所長に変更する。プロジェクト開始後の2007年4月に州政府内にIEFが設立され、(i)IEFが特にアウトプット1及び2の責任者として、プロジェクト実施に主要な役割を果たすことが期待されること、(ii)IEFはプロジェクト終了後、上位目標に達成に向けて主要な役割を果たすことが期待されること、が主な理由である。 <u>プロジェクト・マネージャー</u>：IEPA所長からRURAP所長に変更する。その理由は、(i)IEFが設立されてIEPAのプロジェクトへの関りが薄れてきたこと、及び(ii)RURAPが特にアウトプット2及び3において重要な役割を果たしていること、の2点である。 <u>実施機関</u>：プロジェクトの活動に職員を配置しているIEF(アウトプット1及び2関係機関)、RURAP(アウトプット1～3関係機関)、SEICOM・SENAI・SEBRAE・IEPA(アウトプット4関係機関)の6機関を実施機関とし、SEDE、

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果(2008年12月1日現在)
		<p>IBAMA、SEMA、EMBRAPA、INCRA、GRPU の 6 機関と協力しながら、プロジェクトを実施する。</p> <p>中間評価の提言は、第 4 回 JCC 会合(2007 年 12 月)において承認され、実行に移された。</p> <p>その後、第 5 回及び第 6 回 JCC (2008 年 3 月と 9 月)において、実施機関がさらに変更された。現体制では、IEF、RURAP、及び SEICOM の 3 州政府機関を実施機関とし、5 州政府機関 (SEDE、SDR、SETEC、IEPA、SEMA)、6 連邦機関 (SEBRAE、SENAI、IBAMA、EMBRAPA、INCRA、GRPU)、及びマザゴン市役所、の合計 12 機関を協力機関として、プロジェクトが実施されている。</p>
(2)意思決定及びモニタリング・プロセス	進捗報告書・PDM/POに関する文書のレビューC/P・専門家への質問票・インタビュー	<ol style="list-style-type: none"> 合同調整委員会 (JCC) : プロジェクトの意思決定機関である JCC の最初の会合は 2006 年 6 月に開かれた⁵。続いて、5 回の会合が 2006 年 12 月、2007 年 8 月・12 月、2008 年 3 月・9 月に開かれた。現在、JCC は、R/D に定められたとおり、議長はプロジェクト・ディレクターである IEF 所長が務めている。JCC の議事録は、関係者への回覧・署名をもって最終化されている。JCC で合意されたことは、概ね実行されてきた。なお、JCC の議事録フォーマットについては、中間評価において、議題・合意/非合意事項・取らねばならない行動とそのスケジュール及び担当者を、別々の項目の下、明確に記すべき旨の提言がなされたが、この点については改善がみられない。 プロジェクト運営委員会: JCC に加えて、2007 年 6 月にプロジェクト運営委員会が設置された。現在、同委員会は、プロジェクト・ディレクター 1 名 (IEF)、プロジェクト・マネージャー 2 名 (SEICOM 及び RURAP)、ローカル・コーディネーター (IEF)、PO に規定されるアウトプット責任者 (IEF1 名、RURAP2 名、SDR1 名、SEICOM1 名)、専門家 3 名、及び JICA ブラジル事務所代表 1 名の合計 13 名から構成される。同委員会会合は月 1 回、月末に開催されており、当月の活動の進捗状況の確認と翌月の活動計画、その他懸案事項が話し合われている。これまで 13 回の会合が開かれた。 定期会合: 2007 年 6 月に開かれたプロジェクト運営委員会の第 1 回の会合において、SEDE、RURAP、IEF、及び SEICOM の技術 C/P 及び専門家の参加する週例会議を開き、活動の計画等を行うことが決まった。しかし、第 4 回 JCC 会合によって承認された実施体制の変更後は、プロジェクト運営会議がこれに代わるものと認識されており、週例会議は行われていない。専門家チーム内の定期会合は、およそ 2 週間に 1 回の頻度で開催されている。 JICAによるモニタリング: プロジェクトは半期ごとの進捗報告書を JICA に提出してきた (日本語)。これまで、2006 年 5 月、12 月、2007 年 8 月、2008 年 1 月、8 月、11 月の 6 回、報告書が提出された。第 2 回報告書はブラジル側がポルトガル語で作成し、日本語に翻訳されたものである。また、第 5 回報告書は、提出前に、専門家チームの作成のドラフトのポルトガル語版をブラジル側と共有し、最終化したものである。一方、JICA はプロジェクトの準備フェーズの終わりにあたる 2006 年 5 月に運営指導調査団を送り、PDM1 案と PO1 案の作成を支援した。また、2007 年 2 月にはプロジェクトの全体的な進捗をモニターするためのモニタリング調査団を派遣した。JICA ブラジル事務所は、JCC 及びプロジェクト運営委員会には欠かさず代表を送って参加している。 PDM 及び PO によるプロジェクト管理: 中間評価の提言を受けて、PDM は修正され、以後、活動の進捗に合わせて適宜修正されてきた。このことは、プロジェクト関係者が、プロジェクトの達成度について共通の理解をもつことを促進した。PO については、中間評価時に、活動小項目ごとの「期待される結果」「実施者」「投入」などの必要事項が特定されていないことを指摘されたが、この点は改善されていない。また、年間 PO も作成されなかつた。

⁵ R/D に規定される JCC の機能は(i)プロジェクトの管理運営と調整に関する全体戦略を討議・決定する、(ii)プロジェクトの年間計画を検討・承認する、(iii)プロジェクトの進捗をモニタリング・評価する、及び(iv)プロジェクトの全体的な管理運営に関連する決定を行う、である。

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果(2008年12月1日現在)
(3) コミュニケーション	進捗報告書のレビュー、C/P・専門家への質問票・インタビュー	各技術分野（森林管理、アグロフォレストリー、及び木材加工分野）においては、専門家チームとブラジル側C/Pのコミュニケーションは、総じて日々の活動の実施には十分である。異なる技術分野間のコミュニケーションはさらなる改善が必要である。
4. 関連機関との連携	同上	<p>1. <u>協力機関との連携</u>：協力機関は、JCC や基本方針検討委員会メンバーとして、プロジェクトに協力した。特記事項は以下に示す通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ SEDE：プロジェクト前半は主要実施機関として、重要な役割を果たした。プロジェクト後半も、プロジェクト・ディレクターの求めに応じて、適切な助言・支援を行った。また、プロジェクト関連機材の一部（移動用ボート備品、発電機など）の保管場所として、SEDE の倉庫を提供している。 ➢ SDR：マラカ地区における農林協会組織化及びアグロフォレストリー関連活動を支援するために、マラカ事務所の普及員をプロジェクトのC/Pとして配置した。SDRはプロジェクトの企画したSAF先進地視察にも職員を派遣した。また、SDR広報部等はプロジェクトと情報交換を行っている。 ➢ SETEC：アウトプット2下で実施されたプラウクワーバの調査やチェンソー研修に対し、職員及び資金を投入し、協力した。 ➢ IEPA：アウトプット0において、各種調査やターゲット・サイト選定に協力した。 ➢ SEMA：アウトプット2下で実施されたマラカ地区におけるチェンソー研修に許可を出した。 ➢ SENAI：職員（講師）2名木工分野のC/Pとして配置した。 ➢ SEBRAE：アマパ州産業物産展（SEBRAE主催）においてプロジェクトの木工研修で製作された家具の展示場所を提供した。また、また、マラニョン州で開催されたアマゾン科学技術展（SEBRAE共催）において、木工研修で製作された家具の展示場所を提供するとともに、SENAIの講師1名（上記実質的C/P）の派遣費用を負担した。 ➢ EMBRAPA：アウトプット3のアグロフォレストリーの活動に対して、情報提供・助言などを通して、協力している。 ➢ GRPU：GRPUの管理する連邦所有地内に存在するマザゴン地区において、農林協会に所属する117家族中、書類の整っている75家族に対して「利用許可」を付与し、土地の利用権を与えるとともに、同地区におけるアグロフォレストリーや森林管理計画作成のための毎木調査を合法的なものとした。また、INCRAとの協議の結果、同地区においては、INCRAの農業採集入植地設立が、土地利用/占有権確立手段として最適であるとの結論を出し、INCRAと協力しながら、入植地設立の手続きを進めている。「利用許可」では木材の取り扱いは許可されておらず、森林管理計画を実施することはできないが、入植地が設立され、農林協会が入植地管理団体となれば、同地区においては、森林管理計画の作成・実施が合法的なものとなる。 ➢ INCRA：マザゴン地区では、上記のように、GRPUと協力しながら、INCRA入植地の設立手続きを進めている。また、INCRAの入植地内に存在するマラカ地区におけるプロジェクト活動にも協力的である。 <p>2. <u>その他の連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ATEXMA：マラカ地区の存在するマラカ入植地の入植地管理団体であり、全32コミュニティに対して、森林管理計画作成・実施を可能にするための、定款変更に協力した。さらに、マラカの農林協会の森林管理計画作成・実施を可能にするため、同協会が自己の名前で森林管理計画を作成する権利の付与につき、同協会と協議を進めている。 ➢ オルサ基金：アウトプット3の活動に対し、民間企業グループ「オルサ」が運営する非営利組織「オルサ基金」の育苗園からアサイなどの苗を提供した。 ➢ アマパ州家具企業連合（SINDIMOVEIS）：家具企業連合アウトプット4で行われる木工分野の研修生募集について、プロジェクトに協力をしている。

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		<p>また、研修生の傷害保険も負担している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ アマパ州家具組合(UNIMOVEIS)：家具組合は、マラカ地区・マザゴン地区から産出予定の合法材の購入・利用に強い関心をもっており、木材供給契約の締結にも積極的である。プロジェクトの開催した両地区における第1回情報交換会/アマパ家具に関する講演会には、組合長が参加した。さらに、組合独自でも両地区を訪れている。また、これまでの木工分野の研修には、組合傘下の12社から18名が参加している。 ➤ アマパ州家具産業開発支援センター(CADIMA)：CADIMAは、2005年2月に開始されたアマパ州の「木材と家具・地場産業プロジェクト」活動を通して、本プロジェクト進行中の2006年10月に設立された。CADIMAは非営利の民間団体であり、アマパ州政府(SEICOMを含む)、SEBRAE、SENAI、家具企業連合、ブラジル銀行、アマゾニア銀行、サンタナ市役所の代表から成る審議会の支援を受けている。センターの所長は本プロジェクトのC/PでもあるSEICOMの職員が務めており、プロジェクトとの連携は積極的に進められている。例えば、2007年5月以降、CADIMAは木工分野の研修場所を提供している(第4回と第5回)。また、CADIMAは、現在乾燥機が設置してある場所に1,600m³の木材を保管できる倉庫を建設する予定である。農林協会と家具組合の木材供給契約が締結・履行された場合、この倉庫が合法材の保管場所として提供される予定である。 ➤ カサ・デ・ホスピタリダージ：児童福祉を目的とした非営利組織であるカサデ・ホスピタリダージは、CADIMAが設立される前の木工分野の研修場所を提供した。
5. 実施プロセスに影響したその他の要因	同上	<p>1. <u>その他の促進要因</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ プロジェクト目標及び上位目標はブラジル政府及びアマパ州政府の多年度計画と整合性があり、州・連邦政府合計15機関から成る実施機関・協力機関が共通の目的をもって連携することができた。 ➤ 本プロジェクトでは、森林資源の産地から消費地をつなぐアプローチをとっているが、これは、アマパ州政府が地場産業振興において重視しているアプローチ(「生態連鎖」)と合致している。このことが、目標達成上、様々な障壁を、多数の機関が協力して、克服しようとする努力につながっている。 ➤ プロジェクト・エリアの川岸住民は、これまで、自然資源採集を中心とする生活を送ってきた。持続的アグロフォレストリー(SAF)は彼らの生活パターンにとって、異質なものといえ、導入・普及には時間がかかった。しかし、両ターゲット・サイトの住民にプロジェクトの大きな理解者が存在し、SAFの活動に対し、モデル農家として協力した。彼らの実績が他の住民のSAFへの積極的参加を促す結果になった。また、プロジェクト期間中にアサイの需要が増加し、州政府も積極的に対応したことが、アサイ林管理・植林への参加のインセンティブともなった。これらの要因が重なり、両ターゲット・サイトにおいて、SAFを実践している家族は、2007年から2008年にかけて飛躍的に增加了。(数値については、別添3「プロジェクトの実績」を参照)。 ➤ 今までのような違法伐採による木材入手は、厳しく取り締まられ、入手が困難になっており、合法材入手に対しては、アマパ州の木材業界全体に大きな期待感がある。このことが、アマパ州家具業界のプロジェクトへの積極的な参加を促進した。 <p>2. <u>その他の阻害要因</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙期間中(2006年9-10月、2008年9-10月)にプロジェクト活動が停滞した。 ➤ 技術C/Pが、通常業務及びその他の業務の上にプロジェクト活動を担当しており、負担過剰である。 ➤ ブラジル会計年度の初め(1-3月)にローカル・コストの措置が遅れた。 ➤ プロジェクト・エリアの川岸住民は、これまで、基本的に家族ベースの採集生活を送ってきており、組織的協同活動の習慣がない。特に、一方の

別添4：プロジェクトの実施プロセス

項目	情報源/ 方法	結果（2008年12月1日現在）
		<p>ターゲット・サイトにおいては地理的に連携のとりにくい状況にあることが、協会単位の連携協力を困難にしている。このため、ある程度、個人指導に重きをおきながらの活動にならざるを得ない。しかし、SAFの阻害要因である放し飼いの豚対策として、導入を始めた自然農業に基づく舍飼いの養豚が、住民の関心を呼び、マザゴン地区では、養豚グループが結成された。同地区においては、初めての主体的な協同活動となり、今後、モデル・ケースとなる可能性を秘めている。</p>

別添5：5項目による評価

1.妥当性：総合的に判断すると、妥当性は充分にあったと思われる。

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008年12月1日現在）
1.1 必要性		
(1) ブラジル国及び地域のニーズとの整合性	関連文書のレビュー	<p>上位目標（「アマパ州氾濫原の森林資源の持続的利用によりプロジェクト・エリアに居住する川岸住民の生計が改善される」）はブラジル国及びアマパ州のニーズと合致している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ブラジル国（連邦政府）にとって、アマゾン地域を保護することは優先的なニーズである。そこに住む住民の生計向上及び天然資源の持続的利用の促進は、ブラジル国のニーズにかなうものである。 ➢ プロジェクト・エリアの氾濫原は、開発行為に厳しい制限があり、コミュニティ型の持続的森林管理や持続的アグロフォレストリ（SAF）の導入による、森林資源活用方法の改善により、川岸住民の生計を改善させることは、自然保護と開発の両立をめざす州政府のニーズに合致しているといえる。実際に、アマパ州政府の多年度計画（2008-2011）のプログラムには「コミュニティ型森林管理導入」及び「アサイ林管理支援」が含まれている。 ➢ また、アマパ州は、地場産業育成プログラムを行っており、「木材・家具」は重点分野の一つに挙げられている。地場産業振興にとって、「生態連鎖」、つまり、産地から加工にいたるまでをつなぐことが重視されている。アマパ州の州都、マカパ市は川岸住民が伐採した木材の主要な集積地であり、地場産品のローカルな家具製造センターとなる大きなポテンシャルを有している。しかしながら、木材が効率的に利用されていないだけでなく、木材加工及び家具製造技術も低く、他州に比べて地場産品作りに競争力がない。川岸住民は、仲買人を通じて、木材を極めて低い価格で売却せざるを得ず、その結果、生計を維持するために無計画な伐採を繰り返すことになっている。もし、無計画な伐採に由来するこのような不適切な木材利用及び森林管理が続けば、アマパ州の感潮氾濫原の森林資源は近い将来に急減し、川岸住民自身に極端な結果をもたらすことになり、家具産業を含む木材産業にも打撃を与えることになるだろう。川岸住民が生計向上に資する森林資源の持続的利用を行うことは、川岸住民のみならず、木材産業を利することともなる。この意味でも、上位目標はアマパ州のニーズと合致しているといえる。
(2) ターゲット・グループのニーズとの整合性	関連文書のレビュー、C/P・受 益者への質 問票・イン タビュー	<p>プロジェクト目標（「氾濫原にあるプロジェクト・エリアにおいて、川岸住民の生計向上に資する森林資源活用の方法が改善される」）はターゲット・グループのニーズに合致している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生計向上は川岸住民の普遍的かつ短期的ニーズである。採集生活を中心とする彼らにとって、現地で生計向上に役立つ主な資源は、木材林産物、アサイなどの非木材林産物、家畜、エビや魚などの水産資源である。このうち、本プロジェクトは、木材林産物及び非木材林産物といった森林資源を対象としており、ターゲット・グループのニーズの整合性は存在する。特に、近年アサイの需要・価格が伸びており、住民たちはアサイ管理の改善による生計向上に強い関心を示している。農林協会代表への質問票回答及びインタビューによても、生計向上に資する森林資源活用方法の改善が川岸住民のニーズと合致していることが確認された。
1.2 優先度		
(1) ブラジルの開発政策との整合性	国家開発計画のレビュ	<p>上位目標はブラジル国の国家開発政策と整合性があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ブラジル政府の長期開発戦略（2004-2007）の「主要目標II-地域及び環境経済側面」には、「天然資源、特にわれわれの森林、の保全と持続的利用」は、「公共部門の環境機関の強化、ならびに経済活動を監督して規制する法律と仕組みの即時適用を要する」及び「ブラジルのいくつかの地域の経済的・社会的開発のために、人口の大部分の雇用と所得源となるブラジルの生物多様性の利用に関する集中的なプロジェクトの実施を促進することは基本である」と記されている。

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
(2) 日本の ODA 政策と整合性	ODA 政策文書のレビュー	<p>上位目標及びプロジェクト目標は日本の ODA 政策と合致している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本国中期 ODA 政策（2005 年）によれば、「地球温暖化及び環境問題」は四大優先課題の一つである。 ➢ 日本国中期 ODA 政策（2005 年）によれば、環境セクターは国際協力において最も重要なセクターの一つに設定されている。 ➢ 日本国中期 ODA 政策（2005 年）によれば、「環境」、「農業」、「工業」、「保健」、「社会開発」、「三角協力」の 6 分野を援助重点分野とすることを確認している。また、「ブラジル連邦共和国 国別事業実施方針（案）」（2008 年 10 月）において、「環境（気候変動対策、都市環境の整備）」は「現状における援助重点分野」の一つに上げられており、気候変動対策の下、検討される事業に「衛星を利用した森林監視システムの強化、森林管理・植林事業の促進、アグロフォレストリー（森林農法）の普及等を組み合わせることにより、アマゾン熱帯雨林等の自然環境保全並びに温室効果ガスの排出量の削減を図る」が含まれている。
1.3 手段としての適切さ		
(1) 日本の技術の優位性	C/P への質問票・インタビュー	C/P の専門家に対する評価及びプロジェクトを通じた彼らの技術能力の向上から判断すれば、森林資源の持続的利用分野における日本の技術優位性はあると思われる。

2. 有効性： 総合的に判断すると、プロジェクトの有効性は、外部条件の影響を受けたため、中程度であったと思われる。

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
2.1 アウトプットの達成度	実績表（別添 3）・プロジェクトの報告書のレビュー、C/P・J/E への質問票・インタビュー	<p>指標の達成状況から総合的に判断すると、アウトプット 1（アマパ州政府に、プロジェクト・エリア内の氾濫原における森林資源の持続的活用のための体制は整う）は達成される見込みである。また、アウトプット 3（川岸住民により、アグロフォレストリーが実践される）は、計画通以上のレベルで達成される見込みである。</p> <p>一方、アウトプット 2（川岸住民により持続的森林経営が実践される）も達成されつつあるが、外部条件の影響により、森林管理計画が承認・実施にいたる可能性が低くなっているため、プロジェクト期間中に、充分に達成される見込みは低いと判断される。アウトプット 4（川岸住民と家具業者の連携が構築され、強化される）も達成されつつあるが、完全な達成にはアウトプット 2 下で進行中の第 1 の森林管理計画（マラカ地区）の承認・実施が必要条件となっている。従って、プロジェクト期間中に充分に達成される見込みは低いといわざるを得ない。</p> <p>（個々のアウトプットの詳細については、「3・効率性」参照）</p>
2.2 プロジェクトの達成度とアウトプットの貢献度	同上	<p>プロジェクト目標は達成されつつあるが、外部条件によるアウトプット 2 の達成度の遅れの影響を受けているため、プロジェクト終了後に目標を達成する見込みである。</p> <p>プロジェクト目標とアウトプットの間に論理的整合性はあったとみられる。アウトプット 1、2、及び 3 はプロジェクト目標の達成に直接貢献している。アウトプット 4 に関しては、川岸住民と家具業者の連携の構築・強化はアウトプット 2 を通して、ターゲット・サイトから産出される合法材の安定市場の確保につながることから、プロジェクト目標に貢献することが確認された。従って、すべてのアウトプットはプロジェクト目標の達成に貢献しつつある、あるいは貢献することが見込まれるといえよう。もし、計画通りにアウトプットが達成されていれば、プロジェクト目標もプロジェクト終了までに達成されたであろう。</p>

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
2.3 外部条件	同上	プロジェクト目標にいたる外部条件（“川岸住民の所得に影響する地域経済の突然の変化が起こらない”）はこれまでのところ満たされている。

3. 効率性：総合的に判断すると、プロジェクトの効率性は、外部条件の影響を受けたため、中程度であったと思われる。

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
3.1 アウトプットの産出状況	実績表（別添 3）、プロジェクトの報告書のレビュー、C/P・J/E への質問票・インタビュー	<p>全体的な産出状況は、「2. 有効性」の「2.1 アウトプットの達成度」に示した通りである。個々のアウトプットの産出状況は以下に示すとおり。</p> <p>➤ <u>アウトプット 1</u>: アウトプット 1 は、ほぼ計画通りに産出されており、プロジェクト終了までには完全に産出されると見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標 1.1: ほぼ達成されているが、達成度は計画より若干遅れている。2008 年 11 月策定予定の基本方針に係る作業は若干遅れているが、基本方針の素案は既に策定されている。素案は、同年 12 月の検討委員会によって最終化され、2009 年 3 月開催予定の第 8 回 JCC 会合によって承認される見込みである。従って、当指標はプロジェクト終了までには完全に達成される見込みである。 指標 1.2: 既に達成されている。2007 年 4 月に、氾濫原の森林資源の持続的利用に係る政策の執行担当機関として、アマパ州政府内に IEF が設立され、2008 年 1 月に定款が州知事により承認された。 <p>➤ <u>アウトプット 2</u>: アウトプット 2 は部分的に産出されているが、全体として、その産出状況は計画より遅れている。プロジェクト終了までにアウトプット 2 が完全に産出される見込みは低いと見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標 2.1 及び指標 2.2: 既に達成されている。各ターゲット・サイトにおいては、計画通り農林協会が設立され、林業活動に従事する川岸生産者の 35% 以上が協会員になっている（マラカ地区 93%、マザゴン地区 75%）。 指標 2.3: 部分的に達成されているが、達成度は計画より遅れている。マラカ地区では森林管理計画案はほぼ完成しているが、外部条件（実施機関外の行政手続き）により、計画通り、2009 年 2 月までに森林管理計画が承認される見込みは低く、プロジェクト終了までに承認される見込みは低い。一方、マザゴン地区では、川岸住民の土地利用/占有権の確立プロセスが長引いているために、2008 年の乾季に予定されていた第 2 次森林調査を実施することができなかった。2009 年の乾季はプロジェクト終了後であり、森林管理計画がプロジェクト終了までに作成・承認されることはないだろう。従って、プロジェクト終了までに当指標が完全に達成される見込みは低いと思われる。 指標 2.4: 部分的に達成されているが、達成度は計画より遅れている。マラカ地区においては、計画通り、協会員に対し、森林管理計画実施に必要な技術研修が行われており、森林管理計画が承認されれば、同計画をすみやかに実施する技術能力は整いつつある。しかし、指標 2.3 で記したように、プロジェクト終了までに森林管理計画が承認される見込みは低く、同計画の実施が開始される可能性は低いとみられる。従って、プロジェクト終了までに当指標が完全に達成される見込みは低いと思われる。 <p>➤ <u>アウトプット 3</u>: アウトプット 3 はほぼ産出されており、プロジェクト終了までには充分に産出されると見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標 3.1: 既に達成されており、達成度は計画以上である。各ターゲット・サイトにおいては、協会に参加する家族の 35% 以上がプロジ

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
		<p>エクトを通してアグロフォレストリ活動に参加している（マラカ地区 51%、マザゴン地区 47%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標 3.2：既に達成されており、達成度は計画以上である。両ターゲット・サイトの合計 148ha（計画値は 60ha）の土地でアグロフォレストリ・システムが実施されている。 指標 3.3：部分的に達成されており、達成度は計画通りである。これまでの経験をまとめた報告書類の準備は既に始まっており、2009 年 3 月までに作成される見込みである。従って、当指標はプロジェクト終了までには完全に達成される見込みである。 <p>➤ <u>アウトプット 4：</u>アウトプット 4 は部分的に産出されており、現在のところ、その産出状況は計画通りであるといえる。アウトプット 4 が完全に産出されるためには、アウトプット 2 下で進行中のマラカ地区における森林管理計画作成・承認プロセスの完了が必要条件となっている。このプロセスが計画通り進捗していれば、プロジェクト終了までに、アウトプット 4 は計画通り産出されていたと見込まれる。ところが、アウトプット 2 の項で示したように、プロジェクト終了までに森林管理計画が承認される見込みは低い。従って、プロジェクト終了までにアウトプット 4 が完全に達成される見込みは低いと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標 4.1：部分的に達成されている。木材供給契約協議の事前準備として開催されている農林協会とアマパ州家具組合の情報交換は、これまで計画通り行われており、今後も計画通り行われる見込みである。ただし、木材供給契約に関する具体的な協議については、家具組合側は森林管理計画承認を待ちたいとの意向をもっている。両者の間の信頼関係は構築されつつあり、森林管理計画の承認が計画通り 2009 年 2 月に完了すれば、指標 4.1 は計画通り達成されたと思われる。しかし、上記のように、プロジェクト終了までに森林管理計画が承認される見込みは低い。従って、当指標がプロジェクト終了までに完全に達成される見込みは低いといわざるを得ない。 指標 4.2：当指標（マラカ地区産出合法材の納品）が達成されるためには、指標 4.1（木材供給契約の締結）が達成されている必要がある。しかし、上記のように、プロジェクト終了までに指標 4.1 が達成される見込みは低く、当指標が達成される見込みは低いといわざるを得ない。 指標 4.3：当指標は複数の要素から成る。これまで 5 回の研修が計画通り行われ、アマパ州家具企業 18 社の職人 27 名が、研修に 1 回以上参加した。習得状況に関する既存情報はないが、評価団が、これまで 2 回以上研修を受講した家具職人 8 名（5 社）中、5 名の技術チェックを行った結果、全員が家具製造に必要なレベルに達していると確認できた。また、プロジェクトの電話調査によれば、受講者の約 85% が習得技術を使って家具を製造・市販をした実績があり、約 82% が、習得技術を利用して製造した家具がコストアップしたと回答している。また、研修に受講生を派遣した企業のほとんど全てが氾濫原の木材を利用した家具製造を行っており、プロジェクト・エリアから産出予定の合法材に関心があると回答している。当指標には計画値が存在しないため、正確な達成レベルをはかることは困難だが、総合的にみると、これまでの研修受講者の技術力は、おおむね、新しく導入された技術によって、合法化されコストアップした家具の製造に必要なレベルに達したと判断される。当指標はプロジェクト終了までにおおむね達成されると見込まれる。
3.2 外部条件の影響	C/P JE へのイ ンタビュー	<p>アウトプットにいたる外部条件としては 2 つの条件が特定されている</p> <p>➤ 第 1 の外部条件（プロジェクト・エリアにおいて深刻な自然災害や気候変動が起こらない）：この条件は、これまでのところ満たされた。</p>

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
		<p>➤ 第 2 の外部条件（土地の利用権に関する問題の最終的な解決は、大幅に遅れない）：第 2 の条件は、中間評価の提言を受けて追加されたもので、具体的には、中間評価時の見込みより大幅に遅れないことを意味する。この条件は、満たされておらず、アウトプット 2 の産出、及びアウトプット 2 の完了を必要とするアウトプット 4 の産出に大きな影響を与えることとなった。中間評価合同報告書によれば、マラカ地区では 2007 年 12 月に ATEXMA から農林協会に利用コンセッションが再委譲されること、マザゴン地区では 2008 年 3-4 月頃に農林協会メンバーに GRPU の「土地利用権」が付与されることを指す。別添 4 「プロジェクトの実施プロセス」で示したように、マラカ地区においては、森林管理計画の作成・承認に新たな行政手続きが必要となつたため、協会が自己の名前で森林管理計画を作成する権利はまだ委譲されていない。また、マザゴン地区では、GRPU の「土地利用権」はほぼ計画通り 2008 年 6 月に付与されたが、その後、GRPU 及び INCRA の協議の結果、最終的な土地利用/占有権確立手段としては、INCRA 入植地の設立が適切であると判断された。GRPU と INCRA の協力により、手続きは進行中であるが、入植地の設立はプロジェクト終了後の 2009 年 6 月頃と見込まれている。</p> <p>現行 PDM には反映されていないが、別添 4 「プロジェクトの実施プロセス」で示したように、中間評価以降、新たな外部条件（森林管理計画作成・承認プロセスに必要な新たな行政手続き）が発生した。この新たな外部条件も、アウトプット 2 の産出、及びアウトプット 2 の完了を必要とするアウトプット 4 の産出に大きな影響を与えた。</p>
3.3 投入の適正さ		
(1) ブラジル側		
(a) 土地・施設	実績表（別添 3）・プロジェクトの報告書のレビュー、C/P・J/E への質問票・インタビュー	<p>土地・施設の提供は概ね適切に行われ、アウトプットの産出に貢献している。</p> <p>➤ タイミング:</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・オフィス：プロジェクト開始後、マカバ市にある SEDE の建物の一階の一室がプロジェクトのオフィス・スペースとして、遅延なく提供された。また、第 4 回 JCC 会合（2007 年 12 月）で承認された実施体制の変更により、主要実施機関が SEDE から IEF に移ったが、実施体制変更に伴うプロジェクト・オフィスの移転も、円滑に実施された。 <p>➤ 量:</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・オフィス：ブラジル側は、プロジェクトに対し、オフィス用机、椅子、パソコンなどを提供しており、その数は適切であった。プロジェクト専用の会議室が提供されていないため、会合には、プロジェクト・ディレクターである IEF 所長室や、オフィスから徒歩数分の SDR の会議室、あるいはプロジェクト・オフィス内で行われている。より大きなスペースが提供されれば、より効率であったろう。 <p>➤ 質:</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・オフィス：ブラジル側から提供された設備の質は概ね適切である。停電が時々起きるが、プロジェクトの実施にはほとんど影響がない。
(b) C/P の配置	同上	<p>C/P の配置は概ね適切に行われ、アウトプットの産出に貢献している。</p> <p>➤ タイミング & 期間:</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト開始当初、技術 C/P の配置が遅れた。2006 年 7 月より配置されているアグロフォレストリ分野の専門家の場合、技術 C/P は同年 9 月まで任命されなかった。このため、C/P はアグロフォレストリ分野独自の予備調査を専門家と共に実施することができず、住民への指導方針や計画策定作業が、C/P にとって、受身的となってしまった部分があった。 <p>➤ 量:</p>

別添5：5項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008年12月1日現在）
		<ul style="list-style-type: none"> 充分な人数がプロジェクト活動に配置されたと思われる。しかし、プロジェクトに従事するすべての技術C/Pは兼任ベースである。彼らは、時に、他の業務が忙しすぎて、プロジェクトの活動に集中できないことがある。アグロフォレストリ分野では、必要なときにC/Pの現地活動ができないことがあり、しばしば専門家だけで現地活動を行わざるをえなかった。しかし、2008年5月より、IEFの林業技師がC/Pとして配置されたことによって、状況は改善された。 <p>▶ 質:</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連したバックグラウンド、経験、適切な技術レベルを有する技術C/Pが配置されている。
(c) プロジェクト実施経費	同上	<p>プロジェクト実施経費は概ね適切に支出されており、アウトプットの産出に貢献している</p> <p>▶ タイミング:</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラジルの会計年度の初めには、約3ヶ月の間、ローカル予算の執行が実質的に停滞する。2007年・2008年の1~3月は、たとえば、ターゲット・サイトへの出張に関する日当がC/Pに支払われなかつた(4~5月にまとめて支払われた)。 <p>▶ 量:</p> <ul style="list-style-type: none"> 充分な予算が確保された。
(2) 日本側		
(a) 専門家派遣	実績表(別添3)・プロジェクトの報告書のレビュー、C/P・J/Eへの質問票・インタビュー	<p>専門家の派遣は概ね適切に行われ、アウトプットの産出に貢献している。</p> <p>▶ タイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての専門家は、当初計画通り、遅延なく派遣された。 アグロフォレストリの専門家は、プロジェクトの準備フェーズ終了後に派遣されたが、準備フェーズから派遣されていたら、アグロフォレストリ分野独自の予備現地調査が早くでき、内容を充実させる期間の余裕ができた。 <p>▶ 量</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材加工/プロジェクト・コーディネーター及びアグロフォレストリ分野の専門家の派遣期間は適切だと思われる。しかしながら、チーフ・アドバイザーについては、手続き上の理由で、2006年9~11月、2007年3~4月、2008年1~2月(合計8ヶ月)は現地を不在にせねばならず、その間のプロジェクト・コーディネーターの負担を増やした。 チーフ・アドバイザーは森林管理分野の専門家を兼ねており、ターゲット・サイトにおけるフィールド活動のために、しばしばオフィスを留守にせざるをえなかつた(森林調査実施時にはほぼ毎日不在)。このことも、プロジェクト・コーディネーターの負担を増やしてきた。中間評価において、チーフ・アドバイザーと森林管理分野の専門家を別々にすることが提言され、2008年から実行に移されたため、現在では状況は改善されている。 <p>▶ 質:</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な技術的バックグラウンド、経験、及びスキルを備えた専門家が派遣された。また、アグロフォレストリ分野及び森林管理分野においては、アマゾン地方の経験が豊富なローカル専門家が派遣されたことは、当該アウトプットの産出に大きく貢献した。
(b) 機材供与	同上	<p>ほぼすべての機材は適切に投入され、アウトプットの産出に貢献している。</p> <p>▶ タイミング:</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的には、機材は計画通り調達・納品された。 <p>▶ 量:</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの実施に十分であると考えられる。 <p>▶ 質:</p> <ul style="list-style-type: none"> 機材の品目、スペック、及び質は、以下の点をのぞき、おおむね適切であった。

別添5：5項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008年12月1日現在）
		<ul style="list-style-type: none"> 全長5メートルの小型ボート（合計2隻）の椅子の背もたれは納品から半年以内に壊れはじめた。修理はたびたび行われており、2008年10月以降は、問題が発生していない。 <p>➤ <u>操作・保守管理（O&M）：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの機材は現地調達されており、部品・消耗品はブラジル国内で容易に入手可能である。また、業者によってポルトガル語の操作・保守管理マニュアルが提供されている。 機材の受け渡し時期はプロジェクト終了時の予定である。現在は、保守管理は原則として日本側の責任になっており、適切に管理されている。 <p>➤ <u>活用：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> すべての機材はプロジェクト活動に必要不可欠であり、ほとんどの機材は十分に活用されている。 なお、木材加工分野で必要な機材4点については、プロジェクト開始時にブラジル側が適切な研修スペースを提供できなかつたため、マカバ市にあるカサ・デ・ホスピタリダージに設置され、研修も同所で行われた。2006年11月に、アマパ州家具企業連合、アマパ州政府（SEDE及びSEICOMを含む）が、サンタナ市にCADIMAを設立した。ブラジル側及び家具企業連合の要望に応え、2007年5-7月の第3回研修以降、研修はCADIMAで行われている。機材のうち2点は、2008年3月にCADIMAに移動され、第5回研修から活用されている。残りの2点（スライド丸鋸、卓上丸鋸）はまだカサ・デ・ホスピタリダージに置かれており、現在、プロジェクト活動に活用されているとはいいがたい。CADIMA木材研修施設の屋根の伸張工事は先ごろ完了しており、プロジェクト内では、両機材を次回研修（2009年3-4月予定）に間に合うようCADIMAに移動することが検討されている。 <p>➤ <u>その他</u>：調達されたボートで移動する際、危険性が予想される場合は、安全を確保するために、波の影響の少ない船を借り上げている。</p>
(c) 本邦研修	同上	<p>本邦研修は適切に実施され、アウトプットの産出に貢献している。</p> <p>➤ <u>タイミング</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修は計画通り、遅延なく行われた。 なお、アグロフォレストリ分野の研修は、プロジェクト開始3年目の2008年8月に実施された。プロジェクト終了時までの期間を考えると、やや遅かったのではないかという意見もある。一方で、焼き畑におけるアグロフォレストリ普及の目途をある程度立ててから、研修に派遣する方が効率的であり、タイミングは適切だったとの意見もある。 <p>➤ <u>量</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修に派遣された人数、期間は適切であった。 <p>➤ <u>質</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 分野、サブジェクト、内容は研修員のニーズに合致していた。 <p>➤ <u>活用</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修員は研修で学んだことをプロジェクトの活動に活用している。たとえば、アグロフォレストリ分野では特に、放し飼いの豚がSAF推進の阻害要因になっていたことから、「自然農業と農業普及研修」をテーマとする研修が実施された。研修に派遣されたC/Pは、研修で学んだ知識・技術を活用し、舍飼いを促進した。
(d) 在外事業強化費	同上	在外事業強化費は必要な額が遅延なく支出され、アウトプットの産出に貢献している。
3.4 前提条件	同上	前提条件は設定されていない。
3.5 他の関連する日本及び国際プロジェクト/スキームとの連携	進捗報告書、J/Eへの質問票	<p>➤ <u>日本のプロジェクト/スキームとの連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> パラ州で実施されたJICAの「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」（2004~2007年）と情報・意見を交換した。

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
		<ul style="list-style-type: none"> JICA と東部アマゾン EMBRAPA がパラ州で実施しているアグロフォレストリ分野の第三国研修に関して、東部アマゾン EMBRAPA と情報・意見を交換した。 <p>➤ その他の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008 年 6 月に実施した「アマパ州の氾濫原における森林資源の持続的利用」セミナーに、世界銀行等の支援を受けてブラジル政府が実施する「氾濫原の自然資源管理プロジェクト（通称プロ・ヴァルゼア）」のプロジェクト・コーディネーターを講師として招き、情報・意見を交換した。
3.6 その他の促進・阻害要因	C/P, J/E への質問 票・インタビュー	特になし

4. インパクト：上位目標が達成される見込みは充分にある。その他のプラスのインパクトは、既にいくつも確認されている。負のインパクトは今のところ確認されず、予測もされていない。

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008 年 12 月 1 日現在）
4.1 I 上位目標レベルのインパクト		
(1) 達成の見込み	C/P, J/E への質問 票・インタビュー	別添 3 「プロジェクトの実績」で示したように、プロジェクト終了から 3 年後以降に、プロジェクト・エリアの氾濫原において、森林管理計画が各協会によって継続的に実施されている見込みがあり、また、プロジェクト終了から 5 年までの間に、プロジェクトの支援で導入または技術改善されたアグロフォレストリ生産物の生産量が最低 700 トンに達する見込みは充分あると予測される。従って、プロジェクト終了から 3~5 年以内に、上位目標が達成される見込みは充分にあると思われる。
(2) 外部条件	同上	<p>外部条件（「州政府で重大な組織改革が行われない“及び”プロジェクト・エリアへの新たな移民の数が急に増えない」）は、現状では、満たされると思われる。</p> <p>現在、PDM に設定されている条件以外に、上位目標の達成に必要な外部条件として、(1)プロジェクト・エリアにおいて深刻な自然災害や気候変動がおきない、(2)プロジェクト・エリアから産出される木材・非木材生産物に対する需要や価格が大幅に下がらない、(3)マザゴン地区における入植地設立が、2008 年 12 月時点の予測より大幅に遅れない、(4)森林管理計画作成・承認プロセスに影響を与える新たな行政手続きが発生しない、(5)本プロジェクトで技術移転を受けた C/P が離職しない（離職した場合は適切な引継ぎが行われる）、などの条件が考えられる。</p>
4.2 他のインパクト	C/P・ J/E の質問 票・インタビュー、受 益者インタビュー	<p>➤ 正のインパクト</p> <p>いくつかの正のインパクトが既に確認されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> プロジェクトの存在は、ターゲット・サイトにおける土地利用権に関する問題の解決プロセスを促進してきた。なぜなら、土地当局 (INCRA と GRPU) がプロジェクト関係者からの要請に応じ、この問題の解決に優先順位を置いたからである。マラカ地区では、INCRA と ATEXMA の間の「土地利用権契約」の更新が進展した。マザゴン地区では、プロジェクト開始前、住民は公的な権利を有していなかったが、GRPU は 2005 年 10 月 14 日の省令 284 号に基づき、協会員 75 家族に対して、「利用許可」を付与した。アマパ州でこの省令が適用されるのは初めてのケースである。また、同地区の住民の最終的な土地利用/占有権確立手段として、GRPU と INCRA が協力して、INCRA の入植地設立作業を進めている。 多くの機関の連携の下でプロジェクトを実施することによって、縦割りになりがちなアマパ州の行政組織のコミュニケーションが改善された。 プロジェクトは川岸住民の天然資源利用に関する意識を向上させた。

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価 (特に断りのない限り 2008年12月1日現在)
		<p>4. マラカ地区の協会メンバーである女性 1名が、プロジェクトを通して森林管理計画の作成・実施プロセスに参加している。彼女はアマパ州でこのプロセスに参加した最初の女性である。</p> <p>5. アグロフォレストリ分野の SDR の C/P は、全国農業職業訓練機関 (SENAI) の講師でもあり、活動の実施や本邦研修で習得した知識・技術をアマパ州各地の生徒に伝達している。</p> <p>6. 木材加工分野の研修に参加した家具職人は合計 27 名だが、同研修には家具職人以外に、アマパ連邦大学 (UNIFAP)・アマパ大学教育センター (CEAP) の学生、SENAI の助手など合計 6 名が参加し、家具製造に関する知識・技術を習得した。</p> <p>7. SENA の講師である木材加工分野の C/P は、プロジェクト活動及び本邦研修で、技術だけではなく、環境に対する配慮や家具製造に関わる心構え等を学んだ。彼らは、プロジェクトで学んだことを SENA その他の機関の研修コースの計画・実施に活用している。</p> <p>8. 家具業界組織は社会貢献 (CSR) の一環として、マラカ地区及びマザゴン地区の農林協会に対し、木材を利用した小物製作の研修を行うことを検討している。</p> <p>➤ 負のインパクトはこれまでのところ確認されていない。</p>

5. 自立発展性: 総合的に判断すると、プロジェクトの自立発展性はあると思われる。

項目	情報源/ 方法	評価 (特に断りのない限り 2008年12月1日現在)
5.1 制度・組織面		
(1) 政策・法的支援	C/P への質問票・インタビュー	森林資源の持続的利用には政策的・法的な支援があり、今後も継続されると見込まれる。また、現在策定中のアマパ州氾濫原の森林資源の持続的利用に係る基本方針は、今後の活動の継続・発展の指針となることが期待される。
(2) 関連活動の管理運営能力	C/P・J/E への質問票・インタビュー	これまでのところ、実施機関はプロジェクト活動を深刻な問題なく管理運営してきており、プロジェクト終了後の関連活動の管理運営についても、特に支障はないと思われる。
(3) C/P の配置	同上	IEF、SEICOM 及び SENA の技術 C/P は、州政府あるいは連邦政府の正規職員であり、その雇用は保証されている。彼らは全く異なった部署に配置転換されない限り、引き続き関連活動に従事すると思われる。RURAP/SDR のアグロフォレストリ分野の技術 C/P は契約職員であり、所属機関に定着するかどうか、判断できない。
(4) 関連機関との連携	同上	<p>➤ 実施機関間の連携：これまで、IEF、RURAP、SEICOM は緊密な連携の下、プロジェクトを実施してきた。また、実施機関の責任者である IEF 所長、RURAP 所長、SEICOM 局長は、合同評価団のインタビューに対し、今後の連携継続を表明している。プロジェクト終了後、これら三機関の間の連携は継続するものと考えられる。</p> <p>➤ 実施機関と協力機関の連携：別添 4「プロジェクトの実施プロセス」で記したように、これまで、実施機関は、協力機関と連携しながらプロジェクトを実施してきた。実施機関の責任者である IEF 所長、RURAP 所長、SEICOM 局長は、合同評価団のインタビューに対し、今後の連携継続を表明している。「コミュニティ森林管理の導入」はアマパ州政府の多年度計画 (2008-2011) に含まれており、プロジェクト終了後、他州政府機関の協力は継続されると見込まれる。また、上位目標は連邦政府のニーズにも合致していることから、連邦政府の協力も継続されることが見込まれる。</p>
5.2 財政面	同上	これまで、実施機関はプロジェクト活動に必要な予算を確保してきた。また、実施機関の責任者である IEF 所長、RURAP 所長、SEICOM 局長は、合同評価団のインタビューに対し、今後も、関連活動のための予算は確保するとの意向を示している。

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008年12月1日現在）
5.3 技術面		
(1) C/P の技術能力	C/P ・ J/E への 質問票・ インタビ ュー	<p>全体的に、C/P の技術能力は着実に強化されており、プロジェクト終了までに、関連活動を独自で行うことのできるスキル・知識・技術を充分身につけることができる見込まれる。</p>
(2) 移転された技術及びプロジェクト成果品の活用と普及	C/P ・ J/E への 質問票・ インタビ ュー	<p>実施機関である IEF、RURAP、SEICOM、及び C/P2 名を配置している SENA は、プロジェクト終了後も、通常業務において移転された技術・成果品を活用・普及すると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ IEF：氾濫原における持続的な森林管理の促進は IEF の組織的ニーズに合致している。また、アマパ州多年度計画（2008-2011）において「コミュニティ森林管理の導入」は IEF の責務とされている。プロジェクト・ディレクターである IEF 所長も、移転された技術の活用・普及を積極的に行うことを表明している。 ➤ RURAP：農村組織の支援及びアグロフォレストリの指導は、RURAP(及び SDR)の本来業務である。また、マラカ地区及びマザゴン地区を含む地域を管轄する RURAP の事務所もプロジェクト前から設置されており、普及員が配置されている。アグロフォレストリ分野の C/P はプロジェクトで習得した技術・知識を既に他地域に普及しているが、今後、プロジェクト終了までに作成予定の報告書類（アグロフォレストリの技術評価報告書や、これまでの経験をまとめた技師向けの普及用資料）が移転技術の活用・普及にさらに貢献することが見込まれる。プロジェクト・マネージャーある RURAP 所長も、プロジェクト終了後、移転された技術の活用・普及を積極的に行うことを表明している。 ➤ SEICOM：家具業界への支援は SEICOM の本来業務の一つである。家具業界においては合法材入手が大きな課題となっていることから、SEICOM は、マラカ地区の農林協会とアマパ州家具組合の間の木材供給契約に強い関心をいだいており、これまででも積極的に協力してきた。プロジェクト期間中に木材供給契約が締結される見込みは低いと思われるが、SEICOM は、プロジェクト終了後も、同契約の締結・実施に向けて、引き続き農林協会と家具組合を支援すると見込まれる。プロジェクト・マネージャーある SEICOM 局長も、プロジェクト終了後、引き続き農林協会と家具業界の連携の強化を支援することを表明している。 ➤ SENA : 木工研修は SENA の本来業務の一つである。C/P は、既に、プロジェクトを通して習得した木工分野の知識・技術を、SENA での研修に積極的に取り入れており、家具企業連合/家具組合の要望に応えられるような人材育成ができるカリキュラム作りを行っている。プロジェクトを通して習得した知識・技術を活用して企画・実施した新しいタイプの講義や教育方法も、研修生に受け入れられる状況になっている。また、SENA の理事長もプロジェクトの活動を高く評価しており、SENA の C/P が、SENA の研修で導入しつつある新しい講義や教育方法を支持している。プロジェクト終了までに、研修用のテキストが整備されればさらに有用であろう。 <p>一方、移転された技術は現地のニーズ及びレベルに適合しており、ターゲット・グループである農林協会メンバーも、実施機関その他の関連機関の継続的な支援の下、移転された技術・知識を活用・向上させることが期待される。</p>
(3) 供与機材の活用・保守管理	C/P ・ J/E への 質問票・ インタビ ュー	<p>活用：これまで、プロジェクトの供与機材は十分に活用されており、プロジェクト終了後も引き続き活用されることが見込まれる。また、ほとんどの機材は、車両、コンピューター、果実粉碎機、卓上丸鋸などの一般機材であり、プロジェクト終了後にこれらの機材を活用するための技術能力はほぼ確保されるであろう。</p> <p>保守管理：供与機材はプロジェクト終了時にブラジル側に引き渡される予定だが、まだ個々の機材の受け渡し先が決定していない。各実施機関代表は、仮に機材が受け渡された際には適切な保守管理を行うことを表明しているが、受け渡しが決定していないため、保守管理体制については不明確である。また、ほとんど</p>

別添 5：5 項目による評価

項目	情報源/ 方法	評価（特に断りのない限り 2008年12月1日現在）
		の機材が現地調達であり、部品・消耗品はブラジル国で入手可能である。

✓

Al